

令和6年度 市・県民税申告相談のお知らせ(神岡地域版)

～お問い合わせ先～ 神岡支所市民サービス課 税務担当 72-4602

大仙市神岡地域では2月8日(木)から市・県民税の申告相談が始まります。(詳細は裏面をご覧ください。)

★申告会場は神岡支所3階 大会議室です★

裏面の日程表に「×」が書いてある日は、神岡地域で申告相談は行いませんので、ご注意ください。

申告書をご自分で記載する場合は、郵送でも受付いたします。また、所得税の確定申告は税務署での申告やe-Tax(国税電子申告・納税システム)もご利用ください。(※e-Taxについては国税庁ホームページをご参照ください。)

混雑を避けるため、地区ごとに指定日を設けております。(ご都合のつかない方は指定日以外でも受付いたします。)裏面の日程表をご確認の上、ご来場ください。

また、今年も日曜申告を行います。日曜申告は混み合い、お待ちいただく時間が長くなると思われまので、ご了承の上お越しください。尚、日曜申告の午後の受付時間は15:00までとなります。

申告が必要かどうか？

「申告書」や「申告のお知らせはがき」が送付されていない場合でも以下に該当する方などは、申告が必要となりますのでご注意ください。なお、「申告書」が送付されなかった方で、申告書や申告の手引きが必要な場合は、個別に送付いたしますので税務担当までご連絡ください。

- 営業、農業、不動産所得があった方(※青色申告は受け取りのみで書類作成はできません。)
- 土地・家屋・高額な動産等の売却をした方
- 生命保険、損害保険や定期年金の満期、解約等により払い戻しがあった方
- 医療費控除、寄付金控除、扶養控除、社会保険料控除など各種控除の申告をする方(控除の申告により市・県民税が安くなる方など)
- 新規に住宅借入金特別税額控除(住宅ローン控除)の適用を受ける方 など

「広報だいせん だいせん日和1月号」に申告が必要か不要かを判断できるフローチャートを掲載しておりますのでそちらもご確認ください。

※上記のうち、控除を受けるための申告については、一定の所得がある方(毎年、市・県民税が課税されている方など)に限り控除が可能です。そのため、申告の必要がない場合もあります。

申告に必要な物(申告書にマイナンバーの記載が必要です)

- ◎①マイナンバーカードまたは、②マイナンバー通知カードと身分証明書(運転免許証、保険証等)
(※被扶養者や事業専従者の分のマイナンバーも必要です。ただし身分証明書は不要です。)
 - ◎本人名義の通帳又はキャッシュカード(所得税の還付金がある場合に必要です)
 - ◎税務署から確定申告書や通知等が送付された方は、その申告書又は通知等
 - ◎給与所得や公的年金所得がある方……源泉徴収票の原本
 - ◎営業、不動産所得などの所得がある方……収支計算書・領収書など
 - ◎農業所得がある方……収支計算書(収支ノート)、領収書、農協等からの申告用証明書など
 - ◎医療費控除を受ける方……領収書及び医療費の支払総額や保険等からの補てん額をまとめた計算書
または「医療費通知」(医療費のお知らせなど)
 - ◎社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金など各種控除を受ける方……掛金の証明書・領収書
- ※上記以外の所得や控除を申告される方……収入金額、支出金額の内容がわかる書類など

令和6年度(令和5年分)神岡地域申告相談日程

神岡申告期間 2月8日(木)～3月15日(金)

申告相談会場 神岡支所3階 大会議室

※日曜申告の開場時間は8:00

日曜午後の受付は15:00までとなりますのでご注意ください

※対象地区欄に「×」印が記載されている日は、神岡地域の申告は行いませんので、ご注意ください。

《 2月 》

| 日 | 曜日 | 対象地区 | |
|-----|----|---------------------------|--------|
| | | 午前 | 午後 |
| 8日 | 木 | 館越・館ノ北 | 新道・新丁 |
| 9日 | 金 | 裏町・下町 | 上町・岳見 |
| 10日 | 土 | | × |
| 11日 | 日 | | × |
| 12日 | 月 | | × |
| 13日 | 火 | | × |
| 14日 | 水 | 中町 | 本郷 |
| 15日 | 木 | 八石 | 大浦 |
| 16日 | 金 | | × |
| 17日 | 土 | | × |
| 18日 | 日 | | × |
| 19日 | 月 | 内大坪・ビュー・妙ノ嶽 | 荒屋・愛幸園 |
| 20日 | 火 | 福島 | 宮田・上高野 |
| 21日 | 水 | | × |
| 22日 | 木 | | × |
| 23日 | 金 | | × |
| 24日 | 土 | | × |
| 25日 | 日 | 指定日に都合の悪い方(午後の受付は15:00まで) | |
| 26日 | 月 | | × |
| 27日 | 火 | 関口 | 金葛 |
| 28日 | 水 | | × |
| 29日 | 木 | | × |

《 3月 》

| 日 | 曜日 | 対象地区 | |
|-----|----|-----------|--------------|
| | | 午前 | 午後 |
| 1日 | 金 | | 蒲 |
| 2日 | 土 | | × |
| 3日 | 日 | | × |
| 4日 | 月 | 宇留井谷地 | |
| 5日 | 火 | | × |
| 6日 | 水 | 戸月 | 船戸・高花 |
| 7日 | 木 | | × |
| 8日 | 金 | | × |
| 9日 | 土 | | × |
| 10日 | 日 | | × |
| 11日 | 月 | 北檜岡1・2・3区 | 北檜岡4・5・6区 |
| 12日 | 火 | 北檜岡7・8・9区 | 北檜岡10・11・12区 |
| 13日 | 水 | | × |
| 14日 | 木 | 駅向・駅通 | |
| 15日 | 金 | | × |

【申告受付時間】

《午前の部》9:00～11:30

《午後の部》13:00～16:00

※《日曜の午後》13:00～15:00

▼申告相談にいらした際は、会場入り口の受付簿に記名してお待ちください。担当がお名前をお呼びします。

▼事情により、午前中に受付した場合でも、申告相談が午後になる場合がありますのでご了承願います。

▼各地域の割当は、会場や来場予定人数、対応職員の人数等により調整したもので、混雑を緩和する為のものです。

▼指定日にご都合の悪い方は、相談期間内の別の都合の良い開催日にお越しください。

▼他支所管内で開催している申告相談会場でも申告相談を受けることができます。(市内全域の申告相談日程、お知らせについては、広報だいせん(令和6年1月1日号)をご覧ください。)

◆申告に必要な物は忘れずに持参ください◆

■①マイナンバーカードまたは、②マイナンバー通知と身分証明書(運転免許証、保険証等)
(※扶養者や事業専従者の分のマイナンバーも必要です。ただし身分証明書は不要です。)

■本人名義の通帳又はキャッシュカード(所得税の還付金がある場合に必要です。)

■税務署から確定申告書やハガキが送付された方は、その申告書又はハガキ

■給与所得や公的年金所得がある方
・・・源泉徴収票の原本

■営業、不動産所得などの所得がある方
・・・収支計算書・領収書など

■農業所得がある方・・・収支計算書(収支ノート)、領収書、農協等からの申告用証明書など
(※農業所得は、全て収支計算となっておりますので計算書と領収等関係書類を必ず準備してください。)

■医療費控除を受ける方・・・領収書及び医療費の支払総額や保険等からの補てん額をまとめた計算書または「医療費通知」(医療費のお知らせなど)

■社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金など各種控除を受ける方・・・掛金の証明書・領収書

※上記以外の所得や控除を申告される方
・・・収入金額、支出金額の内容がわかる書類など

※その他必要と思われるものは、全て持参ください。

【お問い合わせ先：大仙市役所神岡支所

市民サービス課税務担当 TEL:72-4602】

※3月15日(金)は神岡支所での申告はありませんのでご注意ください。